

# 消費税と金融取引に関する基礎的考察

—利子を中心に—

朴 源

## 目 次

- I はじめに——用語の整理と本稿の対象——
- II 消費税法における課税対象の区分
- III 消費税法における金融取引の取扱
- IV 金融取引に関する消費税の改革方向
- V おわりに

## I はじめに——用語の整理と本稿の対象——

消費税の課税対象は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」<sup>1)</sup>であるが、これに該当するすべての取引に対して通常の消費税が課されるわけではない。すなわち、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」であっても、一定の理論的または政策的視点から消費税が課されないものがあるが、消費税法ではこれを「非課税」という。また、輸出等については消費税が免除されるが、消費税法ではこれを「免税」という。これらに対して、そもそも「国内において事業者が行った資産の譲渡等」に該当しないために消費税が課されない場合には、しばしば「不課税」という用語が当てられている。

ところで、このような消費税法の用語法と、経済学の諸文献で一般的に採用されている用語法との間には若干のズレがあり、そのために誤解が生まれやすい。経済学では、消費型付加価値税を「非課税 (free of tax)」にする二つの代替的な方法として、「免税 (exemption)」と「ゼロ税率 (zero rating)」が比較されるのが慣例であるように見える。ここでいう「免税」とは、ある取引を消費型付加価値税の多段階的システムから除外することを意味し、消費税法の「非課税」に等しい。そして「ゼロ税率」とは、ある取引を多段階的システムから除外はしないが、通常の税率でなく0%の税率を適用することにより、それまでに納付された税額を一気に還付する方法である。「ゼロ税率」は、消費税法の「免税」に等しい。

消費税（ないし消費型付加価値税一般）の「非課税」を論じようとする場合には、以上のような用語法上の問題があるが、本稿では、日本の消費税を具体的に検討するという立場から、消費税法

<sup>1)</sup> 消費税の課税対象のもう一つの柱は、「保税地域から引き取られる外国貨物」すなわち輸入貨物である。しかし輸入は、本稿の関心との関連が薄いので、言及を避ける。

図表 1 消費税の非課税取引

性格上課税対象とならないもの	
(1)	土地の譲渡, 貸付
(2)	有価証券, 支払手段の譲渡
(3)	利子を対価とする貸付金等の貸付 保険料, 信用保証料, 信託報酬を対価とする役務の提供
(4)	郵便切手類, 印紙, 物品切手等の譲渡
(5)	行政手数料等, 國際郵便為替, 國際郵便振替, 外國為替取引
特別の政策的配慮に基づくもの	
(6)	医療保険各法の医療
(7)	介護保険法の居宅サービス等
(8)	社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
(9)	助産に係る資産の譲渡等
(10)	埋葬料または火葬料を対価とする役務の提供
(11)	身体障害者用物品の譲渡, 貸付等
(12)	学校等の授業料, 入学金, 施設設備費, 入学検定料, 学籍証明手数料等
(13)	教科用図書の譲渡
(14)	住宅の貸付

に則した用語法を採用することにしたい。

消費税の非課税取引は、消費税法別表第一に限定的に列挙されているが、それらは慣例的に、図表1のように二つのグループに別けて解説される<sup>2)</sup>。一つは、「消費に対して負担を求める税の性格上」、課税対象とされないグループ（いわゆる「性格上非課税」）で、これに対しては、税（ないし経済学）の理論上、消費税を課すべきではないとされる。もう一つは、税の理論からすれば消費税を課すべきであるが、「特別の政策的配慮に基づいて」課税対象とされていないグループ（いわゆる「政策上非課税」）である。

本稿は、主たる関心を前者に置きつつ、それらの項目が理論的根拠と整合的に決定されているか否かを吟味することから出発する。その過程で、前者のグループには「性格上」消費税の課税対象とされるべきもの（とりわけ金融サービス）が含まれていることが指摘される。さらに、「非課税」という消費型付加価値税のメカニズムによって、国民経済全体の観点からすれば、それらは逆に、通常の取引より過大に課税されている可能性があることに注意が促される。

## II 消費税法における課税対象の区分

国内取引に関する消費税の課税対象は、前述のように「国内において事業者が行った資産の譲渡等」である（消費税法第4条第1項）。「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡および貸付ならびに役務の提供」と定義される（同第2条第1項第8号）。従って、国内取引については、①国内において、②事業者が、③事業として、④対価を得て行う、⑤資産の譲渡、資産の貸付、または役務の提供、の五つの要件をすべて満たしているときに、消費税の課税対象と

<sup>2)</sup> 例えば、大蔵省主税局税制第二課（1992, 34-35）をはじめとして、ほとんどの概説書がこのような区分を採用している。

なる。逆に、これらの要件を一つでも満たしていない場合は、いわゆる「不課税」取引となる。

例えば、個人事業者が生活用資産を売却した場合は、「事業として」行われたものではないので、不課税取引である。「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等が、反復・継続・独立して行われることと解され、営利を目的としているか否かは問われない。ただし、個人事業者が事業の用に供していた棚卸資産などを生活のために使用した場合は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされ（みなし譲渡）、課税される。

「対価」には、金銭だけでなく、物、権利、その他の経済的利益も含まれるが、原則的に何らかの「反対給付」であることが要件となる。従って、得意先への贈与やサービス品の提供など、無償で行われる取引は不課税である。ただし、法人が資産をその役員に贈与した場合は、前述のみなし譲渡に該当し、課税される。

「資産」とは、取引の対象となる一切の資産をいい、棚卸資産や固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産も含まれる。「役務」とは、いわゆるサービスのことで、医療、保険、広告、修繕、運送、保管など他人のためにする行為のうち、資産の譲渡または貸付に該当しないものをいう。

このように、消費税法第4条第1項とそれに関する諸規定は極めて包括的で、取引される資産または役務が消費のためのものか否かが、必ずしも明確な基準になっているとはいえない。例えば、ある会社が建物を出資して子会社を設立し、その子会社の株式を取得した場合は、建物という資産を譲渡し、株式という対価を得たとみなされる。しかし、利益の配当は、株主または出資者たる地位に基づき、出資に対する配当として受け取るものであるから、資産の譲渡等に係る対価には該当しないとされる。

ところで、以上の五つの課税要件を満たしていても、消費税法別表第一に掲げられたものについては、消費税は「非課税」とされている（消費税法第6条第1項）。別表第一に掲げられたものを、慣例に従って「性格上非課税」に該当する取引と「政策上非課税」に該当する取引とに分類すると、図表1のようになる。

土地の譲渡と貸付が「性格上非課税」に分類されているのは何故であろうか。これに関しては一般的に、土地は資本そのものであり、消費の対象にはならないからであると説明される。ここで我々は、いったい財の「消費」（ないしサービスの「利用」）とは何か、という基本的な問題を解決すべきであろう。しかし、「消費」について、概念的ならともかく、具体的な事例を明確に区分できるように定義することは困難である。ここではさしあたり、次のように考えることにしたい。つまり、我々がある財を「消費」すれば、一般にその財は消えてなくなるか、減耗するか、あるいは変形し、元の姿や価値を失ってしまう。また、あるサービスを利用すれば、そのサービスが再び提供されるためには一定の費用が必要となる。例えば、床屋のサービスを利用すると、床屋がそのサービスを再生産するためには一定の休養などが必要になると考えるのである。

ところが土地は、どのように利用しても消えてなくなったり、あるいは再生産の必要に迫られたりはしない。この意味で、土地は「消費」されることはない。つまり、土地の購入は、土地そのも

のを「消費」する目的で行われる取引ではないので、その取引に対して「消費」型付加価値税を課すことには、理論的な根拠が欠如している。しかし、鉱物資源が埋蔵されている土地や、一定の施設と一体になっている土地は、その鉱物資源が枯渇したり、あるいは施設が老朽化したりするので、その意味で「消費」とみなした方がむしろ論理的である場合もありうる。

この問題は、消費税の土地に対する取扱をもう少し詳細に検討することで、容易に理解できる。消費税の下で非課税とされている「土地」は、「土地の上に存する権利」をも含む概念である。「土地の上に存する権利」とは、地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権などの土地の使用収益に関する権利であって、鉱業権、土石採取権、温泉利用権などは含まれない。従って、土地の賃貸借の形態により行われる土石、砂利などの採取が、一定の法律（採石法、砂利採取法など）の規定により認可を受けて行われるべきものである場合には、その対価は、土石、砂利などの採取の対価であって、非課税とされる土地の貸付の対価とは考えられていない。

さらに、例えばテニスコートやグラウンドは、土地というよりは「施設」として観念されるものであり、その貸付は、たとえ専用契約が締結されたとしても、土地の貸付には該当しない。また、駐車場の貸付については、土地として貸し付けているところに駐車している場合（いわゆる「青空駐車」）は非課税<sup>3)</sup>であるが、仕切りを設けるなどして、「施設」として貸し付けているとみなされる場合は、課税されることになる。

なお、土地は非課税であるが、建物は課税される。このため、建物と敷地を一体として譲渡したり、あるいは貸し付けた場合の取扱が問題となる。例えば土地付き物権の譲渡があった場合には、「合理的な区分」によってそれぞれの対価を算定することが求められる。また、建物や施設を貸し付ける際に敷地も使用させた場合には、あくまでも建物の貸付であって、敷地の使用は当該建物の借受に必然的に随伴するものとみなされ、全体が課税を受けることになる<sup>4)</sup>（ただし、図表1にるように、住宅の貸付は「政策上」非課税である）。

有価証券と支払手段も、それ自体が消費の対象となることはないので、土地と同様に「性格上非課税」の方に分類される。有価証券には、国債、地方債、社債、株式など有価証券取引法第2条に規定するもののほか、登録国債、抵当証券なども含まれる。ただし、ゴルフ場などの施設利用株式は、当該施設を他の利用者より有利な条件で利用する権利が含まれるので、非課税にはならない。また、支払手段は、通貨、小切手、手形などであるが、収集品または販売用を譲渡した場合は、非課税にはならない。

郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等も、支払手段に類似するものであり、やはりそれ自体が消

<sup>3)</sup> ただし、1ヶ月未満の期間であれば課税される。何故なら、土地の貸付を非課税としているのは土地の譲渡とのバランスをとるためにあると説明されるが、「一時的」に使用させる場合は、「独占的」、「排他的」に土地を占有させることではないため、土地の譲渡とのバランスを考慮する意味合いが薄いからである。「一時的」とは、契約の単位期間が1ヶ月未満の場合であるとされているので、時間制駐車場は「青空駐車」であっても非課税にはならない。

<sup>4)</sup> 土地に対する現行消費税の取扱の詳細については、山本（1996）を参照。また、不動産の取扱に関する理論的な整理については、Conrad（1990）を参照。

図表2 非課税とされる金融取引

- 
- (1) 国債、地方債、社債、転換社債、新株引受権付社債、貸付金、預金、貯金、国際通貨基金協定に規定する特別引出権の利子
  - (2) 信用の保証料
  - (3) 合同運用信託または公社債投資信託（株式または出資に対する投資として運用しないものに限る）の信託報酬
  - (4) 保険料（適格退職年金契約等に係る事務費用部分を除く）
  - (5) 合同運用信託、証券投資信託または特定公益信託等の収益の分配として分配された分配金
  - (6) 相互掛金または定期積金の給付補填金および無尽契約の掛金差益
  - (7) 抵当証券の利息
  - (8) 割引債（利付債を含む）の償還差益
  - (9) 手形の割引料
  - (10) 金銭債権の買取または立替払いに係る差益
  - (11) 割賦販売法に規定する割賦販売、ローン提携販売、および割賦購入斡旋手数料
  - (12) 割賦販売等に準ずる方法により資産の譲渡等を行う場合の金利または保証料相当額（その額が契約において明示されている部分に限る）
  - (13) 有価証券（登録された国債、地方債、および社債を含み、ゴルフ場利用株式等を除く）の賃貸料
  - (14) 物上保証料
  - (15) 共済掛金
  - (16) 動産または不動産の貸付を行う信託で、貸付期間の終了時に未償却残額で譲渡する旨の特約が付けられたものの金利及び保険料相当額（契約において明示されている部分に限る）
  - (17) いわゆるファイナンス・リースに係るリース料のうち、金利および保険料相当額（契約において利子または保険料の額として明示されている部分に限る）
- 

費の対象となることはないので、「性格上非課税」に分類される。しかし、郵便切手そのものは非課税であっても、国内郵便料金には消費税が含まれており、郵便切手で郵便料金を支払う際に消費税が課されることになる（海外郵便には輸出免税が適用される）。同様に、物品切手そのものは非課税であるが、それで商品の代金を支払う際には消費税が課される。

ところで、「利子を対価とする貸付金等の貸付」などの金融取引も、以上と同じ理由で「性格上非課税」に分類されるべきであろうか。別表第一（第三号）に規定された金融取引は、次の四つの類型からなる。すなわち、第一に、利子を対価とする貸付金その他資産の貸付、第二に、信用の保証としての役務の提供、第三に、合同運用信託または公社債投資信託もしくは公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供、そして第四に、保険料を対価とする役務の提供、がそれである（具体的な範囲は、図表2を参照）。

これらのうち利子に関しては、資金の貸付などの取引は資金の流れに関する取引であって、通常の財貨とサービスの流れに対して課税する消費税の課税対象になじみにくいことが非課税の理由として説明される。そして保険料に関しては、保険取引が大数の法則の下に保険集団が構成され、その集団の中で相互保証がなされるという特殊な性質を持った取引であることから非課税とされているといわれる。さらに、利子と保険料の両者に共通する理由として、消費型付加価値税を採用して

いる他の多くの国々においてそれらが非課税とされており<sup>5)</sup>、金融の国際化に対応する必要があったことも指摘されている。信用保証料と信託報酬が非課税とされたのは、利子や保険料との類似性または競合性が勘案されたからである<sup>6)</sup>。

金融取引を非課税とした以上のような理由と、土地、支払手段、または有価証券を非課税とした理由とは、明らかに異質的であるようにみえる。例えば利子は、資金の流れに関する取引であって、通常の財貨とサービスに流れに対して課税する消費課税にはなじみにくいと説明されているが、資金の流れに関するサービスと通常のサービスがどのように違うのか、それらを理論的に区別すべきなのか、などの点は不分明になっている。企業が銀行から資金を借り受けると、その対価として利子を支払う。その利子の中に、金融機関の資金仲介サービスを利用（消費）した対価に該当する部分が、全くないとみるのはあまりにも不自然である。金融取引は、「消費に対して負担を求める税の性格上」、非課税とされているのではなく、消費に該当する部分とそうでない部分を明確に分けることが困難であるために、非課税とされているとみるべきであろう。

最後に、行政手数料について簡単にふれておこう。これが非課税となっているのは、土地のように消費税としての性格からして課税すべきではないからではなく、課税権者がそれ自身を納税義務者にできるのかという問題が考慮された結果であるとみるべきであろう。何故なら、公共サービスも、他の民間サービスと同じように個人によって消費されるからである。難しい問題であるが、行政手数料と行政サービスの費用との間の相関関係が強ければ強いほど、原理的には課税されるべきであろう<sup>7)</sup>。

### III 消費税法における金融取引の取扱

利子が非課税とされているということは、銀行が消費税と無縁であることを意味しない。第一に、銀行はその活動に必要な中間財（例えば、事務用品、電算システム、防犯サービス、清掃サービスなど）を購入する際、消費税を支払っている。第二に、銀行が顧客に提供するサービスの中でも、顧客から消費税を徴収するものが幾つか存在する。これらのうち、銀行が支払う消費税の問題は、後に仕入税額控除との関連で再論することにし、ここではまず、銀行が徴収する消費税の問題をとりあげよう。

その際は、銀行の行う活動（いいかえれば、銀行が他の経済主体に提供するサービス）を二つの種類に別けて考えるのが有益であろう。第一は、いわば「本来的な」活動 ("core" activity) である。つまり基本的に、社会にある遊休資金を集め、その資金を企業などに融資し、資金の借り手から受

<sup>5)</sup> 消費税が導入されたときには、主としてECの例を参考としていた。当時のEC 9国はすべて、預入、貸出、証券取引など、いわゆる銀行の「本来的な」活動に対しては、消費型付加価値税を非課税としていた。しかし、後述する「副次的な」活動に対しては、6国が課税している。Gillis (1990, 84) を参照。

<sup>6)</sup> 信託報酬は、総合的財務処理の代行というサービスの対価であるから、原則として消費税の課税を受けるべきものである。しかし、合同運用信託と公社債投資信託の信託報酬については、非課税とされている銀行の貸付利鞘と実質的に同じ性格を持っており、銀行が小口の預金を数多く吸収して大口の貸付に運用することとの違いが明確でないことから非課税とされている。大蔵省主税局税制第二課 (1992, 34-35) を参照。

<sup>7)</sup> Kay and Davis (1990, 71-73).

け取る利子と資金の提供者に支払う利子との利鞘を獲得するために、銀行は活動している。いわゆる資金仲介 (financial intermediation) サービスとは、この形で銀行が他の経済主体に提供するサービスのことである。

第二は、いわば「付隨的な」活動 ("secondary" activity) である。銀行は、資金仲介サービスの他に、例えば、振込、貸金庫などの様々なサービスを提供しており、それらの対価は、利子ではなく、料金の形を取るのが普通である。そのため、銀行がこれらのサービスを顧客に提供した場合には、その料金とともに消費税を顧客から徴収しなければならない。

消費税の納稅義務者（ここでは、銀行）は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除することになっている（消費税法第30条第1項）。これが周知の仕入税額控除で、単純にいえば、相手から徴収した消費税額から自分が仕入の際に支払った消費税額を控除した金額を税務署に納付すればよい。しかし、銀行の行うサービスには、利子を対価としていて顧客から消費税を徴収しないものと、料金を対価としていてそれを徴収するものがある。一方、例えば銀行の電算システムは、利子を対価とするものと料金を対価とするものの双方に関係している。この側面を無視して仕入税額控除を行えば、ほとんどの銀行は仕入に係る税額が売上に係る税額を上回り、逆に消費税の還付を受けることになるであろう。

このために、課税売上割合が95%未満である場合は、特別の規定（個別対応方式または一括比例配分方式）が設けられている（消費税法第30条第2項）。課税売上割合とは、資産の譲渡等の対価の額の合計額のうちに、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合をいい（同条第6項），次の算式により計算される。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の合計額} - \text{課税売上に係る対価の返還等の金額}}{\text{資産の譲渡等の対価の合計額} - \text{売上に係る対価の返還等の金額}}$$

銀行の場合、これを単純にいえば、利子収入と料金収入の全体に対する料金収入の比率のことである。銀行は、通常これが95%に満たないので、個別対応方式か一括比例配分方式かのいずれかを選択しなければならない。

個別対応方式は原則として、当該期間中の課税仕入等に係る消費税額が、①課税資産の譲渡等にのみ要するもの、②課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するもの、および③課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するものの三つの区分が明らかにされている場合に適用される。この場合、仕入に係る消費税額は、次の算式により計算される。

$$\text{仕入に係る消費税額} = \text{①に係る税額} + (\text{②に係る税額} \times \text{課税売上割合})$$

このような三つの区分が明らかにされていない場合は、一括比例配分方式が適用される。この場合、仕入に係る消費税額は、次の算式により計算される<sup>8)</sup>。

---

<sup>8)</sup> なお、個別対応方式により控除税額を計算できる事業者でも、一括比例配分方式を選択することができる。この場合は、2年間継続して適用しなければならない。

仕入に係る消費税額 = 課税仕入等に係る消費税額 × 課税売上割合

いずれにせよ、個々の納税義務者にとっては、課税売上割合が高ければ高いほど（そして個別対応方式の場合は、課税資産の譲渡等にのみ要する仕入が大きければ大きいほど）、税務署に納付する消費税額は少なくなることは明らかである。

さて、今度は視点を換えて、利子を非課税とすることが国民経済上どのような意味を持つのかについて、換言すれば、利子を非課税とすることによって国民経済全体の負担する消費税はそれだけ軽くなるのかについて考えてみよう。結論からいうと、銀行に利子を支払う経済主体が企業である場合（つまり、最終消費者でない場合）、利子に関する消費税は、いわゆる取戻し効果が働き<sup>9)</sup>、銀行によってではなく、銀行に利子を支払った企業によって負担されることになる。

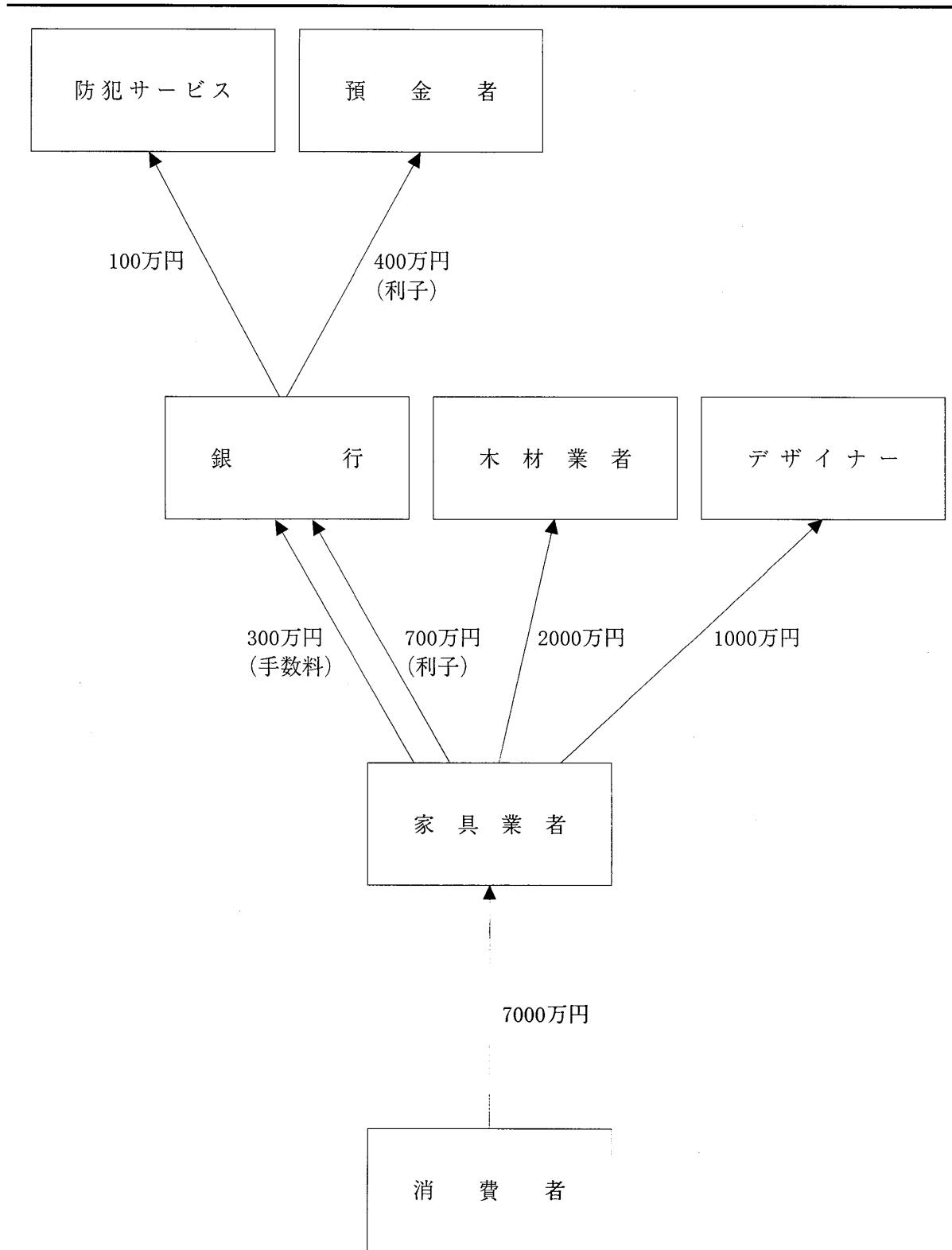
この点を確認するために、ある家具製造業者をめぐる一定の課税期間においての取引を、図表3のように想定してみよう。すなわち、この家具製造業者は、7000万円分の家具を最終消費者に販売する際、木材の仕入とデザイン料として、それぞれ2000万円と1000万円を支払っている。また、銀行に対しては、借入金の利子と振込サービスの手数料として、それぞれ700万円と300万円を支払っている。一方、銀行は、同じ課税期間に、預金者に対する利子として400万円を、そして防犯サービスに対して100万円を支払っている。なお、家具製造業者、木材製造業者、デザイン業者、防犯サービス業者、および銀行は、すべて課税事業者であるとする。

この例を基に、消費税の税額を計算すると図表4のようになる（税率は10%と仮定）。防犯サービス業者、木材業者、およびデザイナーは、すべて仕入がないと仮定しているので、売上に係る税額がそのまま納付税額になる。家具業者は、売上に係る税額700万円から課税仕入等に係る税額330万円を控除し、370万円を納付する。銀行は、売上に係る税額30万円から、課税仕入等に係る税額10万円に課税売上割合（3/10）を乗じた3万円を控除し、27万円を納付する（つまり、一括比例配分方式を考えた）。これらにより、国庫に納付される消費税総額は707万円となる。ここで、消費型付加価値税の概念的な課税標準が7000万円であることに注意しよう。すなわち、利子を非課税とすることによって、国民経済全体としての負担は、概念的な税額よりも7万円増大したのである。この7万円は、銀行の課税仕入等に係る税額に（1 - 課税売上割合）を乗じた金額に等しい。

一方、利子を非課税としなかった場合はどうなるであろうか。このとき、預金者の取扱が複雑になるが、それが個人である場合（この場合は、納税義務者でないので、銀行から消費税を徴収しない）と課税事業者である場合とに別けて示すと、それぞれ図表5と図表6のようになる。図表5の場合、図表4の場合と比べて税額の計算に変化が生じているのは、家具業者と銀行である。つまり、家具業者は利子に対して支払った消費税額70万円を追加的に控除できるので、納付税額はそれだけ減少する。そして銀行は、課税仕入等に係る消費税額10万円を全額控除できるが、売上に係る消費

<sup>9)</sup> 取戻し効果については、佐藤・伊東（1994, 177-82）を参照。

図表3 金融取引をからんだ取引例



(注) 矢印は、対価の流れを示す。

図表4 利子を課税しなかった場合の消費税額

防犯サービス業者	$100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}$
銀行	$300\text{万円} \times 10\% - 100\text{万円} \times 10\% \times 3/10 = 27\text{万円}$
木材業者	$2000\text{万円} \times 10\% = 200\text{万円}$
デザイナー	$1000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
家具業者	$7000\text{万円} \times 10\% - 3300\text{万円} \times 10\% = 370\text{万円}$
<b>税収総額</b>	<b>707万円</b>

図表5 利子を課税した場合の消費税額（預金者が個人である場合）

防犯サービス業者	$100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}$
銀行	$1000\text{万円} \times 10\% - 100\text{万円} \times 10\% = 90\text{万円}$
木材業者	$2000\text{万円} \times 10\% = 200\text{万円}$
デザイナー	$1000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
家具業者	$7000\text{万円} \times 10\% - 4000\text{万円} \times 10\% = 300\text{万円}$
<b>税収総額</b>	<b>700万円</b>

図表6 利子を課税した場合の消費税額（預金者が課税事業者である場合）

預金者	$400\text{万円} \times 10\% = 40\text{万円}$
防犯サービス業者	$100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}$
銀行	$1000\text{万円} \times 10\% - 500\text{万円} \times 10\% = 50\text{万円}$
木材業者	$2000\text{万円} \times 10\% = 200\text{万円}$
デザイナー	$1000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
家具業者	$7000\text{万円} \times 10\% - 4000\text{万円} \times 10\% = 300\text{万円}$
<b>税収総額</b>	<b>700万円</b>

税額が利子を課税することによって70万円だけ増大するので、納付税額は63万円だけ増大する。この結果、国庫に納付される消費税額は7万円だけ減少し、消費型付加価値税の概念的税額である700万円と一致することになる。

ここで、利子を非課税とすることの国民経済的な帰結を整理しておこう。第一に、既に述べたことであるが、利子を非課税とすれば国民経済上の負担は逆に増大する。これは、銀行に利子を支払う経済主体が、個人（最終消費者）ではなく課税事業者である場合に生じる現象である。国民経済上の負担を消費型付加価値税の概念的なそれと一致させるためには、逆に利子を課税したほうが良いのである。第二に、利子を非課税とすることによって、本来なら銀行が納付すべき税額を、銀行に利子を支払う課税事業者が代わりに納付している。

この納付税額の「帰属」を、課税事業者の「負担」とみるべきか、それとも単に取引相手からの「徴収」とみるべきかは、難しい問題である。消費税は本来的に、最終消費者が負担するものであつ

て、課税事業者はそれを取引相手（究極的には、最終消費者）から単に預かっているだけだと考えれば、課税事業者が消費税そのものを負担することはあり得ない。このことは、図表6のように、預金者が課税事業者である場合を考えれば容易に理解できよう。課税事業者が営業用資金を銀行に預けて、その対価として銀行から利子を受け取る場合は、前述の消費税法第4条第1項に規定する課税対象に該当するので、利子が非課税でないとすれば、その預金者は銀行から消費税を徴収することになる。その結果、銀行の納付する消費税額は40万円だけ減少し、その分を預金者が納付することになるのである。

しかし、仕入の際に消費税を支払うことや、販売の際に消費税を上乗せすることが、課税事業者にとって心理的に、あるいは実質的に「負担」として感じられる場合もあり得よう。例えば銀行は、現行のように利子を非課税にしたほうが納付税額が少なくなるので、それを引き続き維持することを望むかもしれない。ところが仮に、他の事情は等しいが利子を課税する国があり、その理由だけで家具業者がその国に本社を移すとなれば（そうすれば家具業者の納付税額が減少するので）、銀行は逆に利子を課税することを望むかもしれない。

#### IV 金融取引に関する消費税の改革方向

本節では、消費型付加価値税の理論的性格に注目しつつ、消費税において金融取引をどのように取り扱うべきかについて考えてみよう。まず最初に、消費型付加価値税の「消費」課税としての性格に留意せねばならない。つまり、消費型付加価値税の概念的な課税ベースは、小売売上税のそれと等しく、最終消費である。従って、利子に対する現行の非課税方式は、国民経済に対して概念的な水準を越える負担を課しているので、他の方法に改められるべきであろう。

第二に、消費型付加価値税の「付加価値」課税としての性格もやはり重要である。つまり、消費型付加価値税は小売売上税と違って、税額を最終消費（小売）の段階で一気に徴収するのではなく、付加価値が生み出された段階で徴収する。この側面を重視すれば、最終的に国庫に納付される税収総額だけでなく、その総額を個々の経済主体（納税義務者）に適正に配分することが要請されよう。利子に対する現行の非課税方式は、この点においても失敗しているのではなかろうか。何故なら、最終消費に対して資金仲介サービスが生み出した付加価値が、その付加価値の創造者（銀行）ではなく、その付加価値の利用者（資金の借手）の段階で課税されているからである。

このことは、消費税が最終消費者に対して負担を求める意図を考えれば、実質的には問題がないようにもみえる。というのは、資金仲介サービスに対する消費税額が、銀行または資金の借手のどちらに割り当てられるにせよ、その金額は等しく、かつ前転のメカニズムを通じて最終消費者によって支払われるはずだからである。しかし、資金の借手が個人である場合には、事態は変わってくる。その場合は、資金仲介サービスは課税されずに消費されてしまうのである。

以上のような問題を抱えているにも拘わらず、現行消費税で利子が非課税とされているのは何故だろうか。もっとも大きな理由は、前述のように、利子が果たして資金仲介サービスの対価であろうか、という疑問があるからであろう。この点を理解するために、Poddar and English (1997, 91-92)

図表 7 純利子率と資金仲介サービスの価値

預入利率	7%
貸出利率	15%
純利子率	12%
預金者に対してなされた資金仲介サービスの価値	5%
借入者に対してなされた資金仲介サービスの価値	3%
資金仲介サービスの価値合計	8%

(出所) Poddar and English (1997, 93).

にならって、利子に関する取引を次の四つの局面に分けてみよう<sup>10)</sup>。

第一は、預金者が銀行に資金を預ける局面である。この局面では、預金者にとっては将来にその資金を引き出す権利が生まれるし、銀行にとっては逆にそれに応じる義務が生まれる。これは、単なる資金の「移動」であって、「誰かがなにがしかを消費」したことにはならない。従って、この局面では消費型付加価値税の理論的課税ベースを構成するものも形成されない。

第二は、預金者に対して銀行から利子が支払われる局面である。預金者の受け取る利子が消費を延期したことに対する補償であるとすれば、これもやはり所得型付加価値税の課税ベースを構成しない。Poddar and English (1997) によれば、このような利子支払は、預金者にとっては所得を意味し、それが消費に回されるときに消費型付加価値税が適用されるべきなのである。

第三は、資金の借手に対してリスク・プレミアムが課される局面である。このリスク・プレミアムは、借手の債務不履行の期待値に等しく、金融機関の利潤や管理費用とは無関係である。Poddar and English (1997) は、この部分もやはり、消費型付加価値税の課税を受けるべきではないと考える。何故なら、リスク・プレミアムを、資産移転の形態をとる資金の再分配に過ぎないとみるからである。

第四は、金融機関の預入・貸出業務に対する補償が行われる局面で、金融機関の利潤もこの部分に含まれる。Poddar and English (1997) は、利子のうちこの部分だけが資金仲介機能によって生み出された付加価値であると考え、従ってこの部分にのみ消費型付加価値税を適用するべきであると主張する。

しかし、利子の中から第四の部分だけを取りだすのは、それほど容易なことではない。Poddar and English (1997) は、この部分を取り出すために、「純利子率 (pure rate of interest)」というものを想定した。純利子率は、政府の発行する短期債券に対して支払う利子率に等しく、この利率と銀行の貸出利率との格差が、資金の借手に対して提供された資金仲介サービスの対価であると考えるのである。同じように、預金者に対して提供された資金仲介サービスの対価は、純利子率と預入利率との格差となる。図表 7 は、このような考え方を具体的に例示している。それによれば、消費型付加価値税の課税ベースを構成する利子は、預金者の 5 % と借手の 3 % の合計、すなわち 8 % であ

<sup>10)</sup> ほかに、Jack (2000), Roussiang (2002).

図表8 利子にゼロ税率を適用した場合の消費税額

防犯サービス業者	$100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}$
銀行	$300\text{万円} \times 10\% - 100\text{万円} \times 10\% = 20\text{万円}$
木材業者	$2000\text{万円} \times 10\% = 200\text{万円}$
デザイナー	$1000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
家具業者	$7000\text{万円} \times 10\% - 3300\text{万円} \times 10\% = 370\text{万円}$
<b>税収総額</b>	<b>700万円</b>

る。

Poddar and English (1997) は、このような考え方を発展させて、金融取引に対してキャッシュ・フロー付加価値税を適用することを提唱する。キャッシュ・フロー付加価値税とは、通常の（つまり、「非」金融取引の）消費型付加価値税がキャッシュ・フローに沿って徴収される点に着眼して、金融取引にもそれと同じルールを適用することを試みるものである。通常の消費型付加価値税は、売り手が買い手から、つまり資金（この場合は、対価）の受け手が払い手から徴収する。これと全く同じように、銀行が資金を貸したときは、銀行が貸手に消費型付加価値税を支払い、その税額を仕入税額として控除するのが、キャッシュ・フロー付加価値税のもっとも単純な考え方である。

本稿では、キャッシュ・フロー付加価値税の詳細に立ち入らなくても、それが成り立つための前提となる「純利子率」を決定することの困難さだけ指摘しておけば十分であろう。それを単に技術的に、政府の短期債券の利率に連動させるとしても、一課税期間の間の変動や、あるいは課税期間を越えての変動を考えると、安定した税制を維持することは容易でないと思われる。

利子の中から銀行の資金仲介サービスの対価に相当する部分を取り出すことが困難だとすれば、利子は消費税の下でどのように取り扱われるべきであろうか。今ままで、「性格上非課税」に類する取扱で良いのであろうか。しかし、それでは、国民経済に対して「非課税」の意図に反する過重な負担を課すことになる。それを回避するためには、むしろ逆に、利子の全部を資金仲介サービスの対価であるとみなして、他の財やサービスと全く同じように課税したほうが良いのかもしれない。そうすれば、前節の図表5と図表6で示したように、国民経済全体が負担する消費税額は、消費型付加価値税の概念的な税額と一致することになる。

しかし、それよりも良い方法は、利子に対してゼロ税率を適用することであろう。ゼロ税率方式は、金融取引を消費型付加価値税の多段階的システムから除外しないという点で、現行の非課税方式と異なる。またそれは、通常の税率でなく0%の税率を適用するという点で、通常の課税とも異なる。前節で仮定した、家具業者をめぐる取引に対して利子にゼロ税率を適用すると、結果は図表8のようになる。銀行は、振込手数料の収入300万円に対しては通常の税率10%で消費税を徴収するが、利子収入700万円に対しては0%の税率で消費税を徴収する。また、これによって銀行のすべての売上が課税売上になるので、銀行の仕入に課税売上割合を乗じる必要はなくなる。従って、銀行は防犯サービスの対価とともに支払った消費税額を全額控除できるのである。

ゼロ税率方式と現行の非課税方式を比較すると、銀行の納付する消費税額が7万円だけ、また国

民経済の負担もそれだけ減少し、その結果、国庫に納付される税額は、消費型付加価値税の概念的な税額に等しく、700万円となる。

## V おわりに

最後に、本稿で確認された問題をまとめておこう。

第一に、貸付金等の利子を「性格上非課税」のグループに分類するのは、論理的に容認しがたい側面を含んでいる。資金仲介サービスなどの金融取引は、消費型付加価値税の理論的な要請から非課税とされているのではなく、そのサービスの対価を測定する適切な手段を持っていないために非課税とされているのである。

第二に、金融取引に関する現行の非課税方式は、国民経済全体の負担する消費税額を軽減することを意味しない。国民経済全体の負担は、「非課税」という言葉とは逆に、消費型付加価値税の概念的な税額よりも過重なものになっている。

第三に、利子から資金仲介サービスの対価に相当する部分を取り出すことが困難であるとすれば、金融取引に対する適正な課税方法を考える際の重点は、国民経済全体の負担を少なくとも消費型付加価値税の概念的な水準に引き下げるに置かれるべきであろう。そのためには、利子を他の財やサービスの対価と同じように課税するか、あるいは利子にゼロ税率で課税することが模索されるべきである。

## 文 献

- Conrad, Robert F. 1990. "The VAT and Real Estate." *Value Added Taxation in Developing Countries* edited by Malcolm Gillis, Carl S. Shoup and Gerardo P. Sicat. Washington, DC: World Bank. 95-103.
- Gillis, Malcolm. 1990. "The VAT and Financial Services." *Value Added Taxation in Developing Countries* edited by Malcolm Gillis, Carl S. Shoup and Gerardo P. Sicat. Washington, DC: World Bank. 83-94.
- Jack, William. 2000. "The Treatment of Financial Services under a Broad-Based Consumption Tax." *National Tax Journal* Vol. 53, No. 4 (December): 841-51.
- Kay, John A. and Evan H. Davis. 1990. "The VAT and Services." *Value Added Taxation in Developing Countries* edited by Malcolm Gillis, Carl S. Shoup and Gerardo P. Sicat. Washington, DC: World Bank. 70-82.
- 大蔵省主税局税制第二課（編）. 1992. 『消費税の理論と計算』. 中央経済社.
- Poddar, Satya N. and Morley English. 1997. "Taxation of Financial Services under a Value-Added Tax: Applying the Cash-Flow Approach." *National Tax Journal* Vol. 50, No. 1 (March): 89-111.
- Roussiang, Donald J. 2002. "Should Financial Services be Taxed Under a Consumption Tax? Probably." *National Tax Journal* Vol. 55, No. 3 (September): 281-91.
- 佐藤 進, 伊東弘文. 1994. 『入門 租税論』(改訂版). 三嶺書房.
- 山本守之. 1996. 『実務消費税法』(新版). 税務経理協会.